

公共調達適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令及び理由(企画競争又公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成25年度清掃業務	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年4月1日	テルヤ電機(株) 東京都大田区東蒲田2-30-18	本件は、東京外かく環状国道事務所内の職場環境を維持するため、日常及び定期的な清掃の契約をするものである。現在、当事務所はテルヤ電機(株)の管理する建物に入居しており、当建物の管理規則により管理人にて実施することとなり、本件を行えるのは上記業者以外にはない。以上の理由から上記業者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥2,100,281	非公表	-	
一般旅客自動車供給(その1)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年4月1日	東京都個人タクシー協同組合 東京都中野区弥生町5-6-6	当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速間」の事業を行い一般連絡用として官用車2台を利用している。業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動等で各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量を考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務の円滑かつ効率的な執行を図るために一般旅客自動車の供給が必要になる。タクシー運賃は、関東地区においては全て関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。以上のように東京個人タクシー協同組合は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	許認可運賃のとおり	許認可運賃のとおり	-	-	
一般旅客自動車供給(その2)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年4月1日	東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13	当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速間」の事業を行い一般連絡用として官用車2台を利用している。業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動等で各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量を考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務の円滑かつ効率的な執行を図るために一般旅客自動車の供給が必要になる。タクシー運賃は、関東地区においては全て関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。以上のように東京個人タクシー協同組合は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	許認可運賃のとおり	許認可運賃のとおり	-	-	

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令及び理由(企画競争又公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
一般旅客自動車供給(その3)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年4月1日	東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11	当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速間」の事業を行い一般連絡用として官用車2台を利用している。業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動等で各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量を考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務の円滑かつ効率的な執行を図るために一般旅客自動車の供給が必要となる。タクシー運賃は、関東地区においては全て関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。以上のように東京個人タクシー協同組合は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	許認可運賃のとおり	許認可運賃のとおり	-	-	
一般旅客自動車供給(その4)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年4月1日	東京無線協同組合 東京都新宿百人町2-18-12	当事務所は、東京外かく環状道路のうち「関越道～東名高速間」の事業を行い一般連絡用として官用車2台を利用している。業務の遂行にあたり、本局・沿線地方公共団体・関係機関等との打合せや会議、地域PI等の広報活動等で各地へ赴く必要がある。その際説明資料や書類等を持参するため、公共交通機関の利用では難しく車両が必要となる。現在、事務所保有台数と業務量を考えた場合、どうしても事務所保有台数だけでは不足となることから、業務の円滑かつ効率的な執行を図るために一般旅客自動車の供給が必要となる。タクシー運賃は、関東地区においては全て関東運輸局の許可運賃及び約款によっている。そのため競争性を欠き、相手方を決めるにあたっては、①車両保有台数が多いこと、②連絡体制が整っており迅速な対応が可能なこと、③沿線地域の各所での利用が可能であることが条件となる。以上のように東京個人タクシー協同組合は、業界の中でも保有台数が多く都内全域が営業範囲で容易に利用でき、かつ連絡体制が整っており迅速な対応ができるため上記条件に合致することから上記の者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	許認可運賃のとおり	許認可運賃のとおり	-	-	
平成25年度 単価契約東京外環不動産鑑定評価業務(その1)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年5月7日	東西アプレイザル 東京都調布市八雲台1-37-14	本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 東西アプレイザルは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥152,250 (基準単価)	非公表	-	単価契約

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令及び理由(企画競争又公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成25年度 単価契約東京外環不動産鑑定評価業務(その2)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年5月7日	(株)宮村不動産鑑定事務所 東京都練馬区東大泉1-2-17-512	本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 (株)宮村不動産鑑定事務所は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥152,250 (基準単価)	非公表	—	単価契約
平成25年度 単価契約東京外環不動産鑑定評価業務(その3)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年5月7日	東西アプライザル 東京都調布市八雲台1-37-14	本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 東西アプライザルは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥152,250 (基準単価)	非公表	—	単価契約
平成25年度 単価契約東京外環不動産鑑定評価業務(その4)	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年5月7日	東西アプライザル 東京都調布市八雲台1-37-14	本業務は、東京外かく環状国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行わせるものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 東西アプライザルは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	非公表	¥152,250 (基準単価)	非公表	—	単価契約
文書庫(世田谷ビジネススクエア)原状回復作業	木村周二 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 東京都世田谷区用賀4-5-16 TEビル7階	平成25年8月21日	(株)アセット建設 東京都新宿区西新宿6-2-19 川口ビル6F	当事務所の文書庫が入居するビルの賃貸契約により、賃貸借物件及びその付帯設備・造作等については、建物構造や諸設備への影響及び保安上の問題を生じさせるおそれがあるため、ビル管理者が指定する者以外に行わせることはできない。 本業務については、当ビル管理者が指定する者以外に行わせることができない業務に該当するものであり、本業務の内容に係る当ビル管理者が指定する者は(株)アセット建設のみであるため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、当該相手方と随意契約を締結するものである。	非公表	¥1,228,500	非公表	—	